

令和2年11月26日

「第6次福島市総合計画」ほか4計画 ～パブリック・コメント実施～

施策等に関する下記計画について素案が取りまとまりましたので、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するためのパブリック・コメントを実施します。

記

1 パブリック・コメント対象案件

No.	計画・プラン名	担当課
1	第6次福島市総合計画 まちづくり基本ビジョン	政策調整課
2	男女共同参画ふくしまプラン	男女共同参画センター
3	福島市地域福祉計画2021	地域福祉課
4	福島市青少年プラン	こども政策課
5	福島市教育振興基本計画	教育総務課

※各計画の内容については「パブリック・コメント概要書」のとおり

2 意見の提出期間

令和2年11月26日（木）から12月25日（金）

3 素案の閲覧方法

①市ホームページ

②閲覧場所：各担当課、政策調整課、市民情報室、各支所・茂庭・大波出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

4 意見の提出方法

①市ホームページから専用フォームで

②上記素案の閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送又はファクスで

5 意見を提出できる方

①本市に住所を有する方

②本市に事務所又は事業所を有する方

③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方

④本市に存する学校に在学する方

⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

6 その他

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当：政策調整課 総合計画係
課長 後藤、課長補佐 目黒
電話 024-525-3788（直通）

パブリック・コメント概要書

政策調整部

政策調整課

計画・条例名	第6次福島市総合計画 まちづくり基本ビジョン
目的	第6次福島市総合計画は、本市のまちづくりに関する最上位の計画で、まちづくり基本ビジョン、実行プランの2つの階層で構成します。 まちづくり基本ビジョンは、目指すべき将来のまちの姿やまちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方、施策の方向性などを総合的かつ体系的に示すものとして策定します。
計画の期間	令和3年度 ～ 令和7年度 (5年間)
概要	【計画策定の背景】 本市では、平成22年6月に令和2年度を目標年次とする第5次福島市総合計画基本構想を策定し、また、基本構想を具現化するための具体的な体系を示す前期基本計画・後期基本計画を策定し、まちづくりの取り組みを行ってきました。 この間、東日本大震災などの大きな自然災害に加え、原子力災害、新型コロナウイルスなどの新たな感染症の発生を背景とする安心安全に対する意識の高まりや、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来など、社会を取り巻く環境は大きく変化してきています。 このような厳しい時代の中、本市の新たなステージへの道筋を描き、その着実な実現に向け、令和3年度からの本市の新たなまちづくり全体の指針となる第6次福島市総合計画を策定するものです。 【計画の構成】 第1編 序論 …計画策定の趣旨、構成と期間、現状と課題など 第2編 人口ビジョン …2040年の人口目標など 第3編 将来構想・基本方針 …概ね10年先を見据えた目指すべき将来のまちの姿、目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて取り組むまちづくり全体を網羅する重要な視点、政策の方向性である基本的な考え方 第4編 重点施策 (全12施策) …将来構想を実現するために基本方針に沿って重点的に取り組む施策 第5編 個別施策 (全33施策) …将来構想を実現するために重点施策と連動して取り組む個別の施策
意見提出期間	令和 2年11月26日 ～ 令和 2年12月25日
備考	

担当：政策調整課 総合計画係
課長 後藤、補佐兼係長 目黒
電話 024-525-3788 (直通)

パブリック・コメント概要書

総務部 男女共同参画センター

計画・条例名	男女共同参画ふくしまプラン		
目的	第3次「男女共同参画ふくしまプラン」は、女性活躍推進法の改正、働き方改革関連法の施行、女性に対する暴力への問題意識や多様性への理解の高まりなどの社会の変化や、令和元年度に福島市で実施した市民意識調査の結果などを踏まえ、誰もがその個性と能力を發揮でき、安心して暮らしやすい男女共同参画のまち「ふくしま」の実現を目的としています。		
計画の期間	令和3年度 ～ 令和7年度（5年間）		
概要	<p>1 計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣 旨：本市の男女共同参画の推進に関する総合的な指針を定めた計画 ・理 由：平成23年度策定の第2次計画が終了するため新たに策定 ・計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間 ・関係機関：福島市男女共同参画審議会（答申を受領、委員12名） ・関係法令：①「男女共同参画社会基本法」 ②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 ③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 ・上位計画：福島市総合計画 <p>2 主な記載内容（施策の方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人生100年時代への男女共同参画意識の醸成 ・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 ・復興・防災における男女共同参画の促進 ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ・配偶者等からのあらゆる暴力の根絶 ・多様性尊重の推進 <p>3 新たに記述した項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍の推進に関する項目（基本目標Ⅲ）を新設 ・新型コロナウイルス、DV、性の多様性について記述 ・評価指標をこれまでの17項目から42項目として設定 ・重要な視点としてSDGsの「目標5ジェンダー平等」の項目を表示 		
意見提出期間	令和2年11月26日	～	令和2年12月25日
備考			

担当：男女共同参画センター
 所長 香野、主任 三浦
 電話：024-525-3784（直通）

パブリック・コメント概要書

健康福祉部 地域福祉課

計画・条例名	福島市地域福祉計画2021		
目的	地区懇談会、市民アンケートを踏まえて外部有識者、庁内策定委員会で検討を行ってきた福島市地域福祉計画2021(素案)について、広く市民の意見を聴取し、計画に反映するため		
計画の期間	令和3年度 ～ 令和6年度 (4年間)		
概要	<p>地域福祉計画は社会福祉法に基づき策定する計画で、現行の『福島市地域福祉計画2016』が令和2年度で期間満了になることから、現計画の評価、地区懇談会、市民アンケートをもとに外部委員で構成された福島市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、庁内委員会からの意見を踏まえた『福島市地域福祉計画2021』の素案を作成した。</p> <p>1. 基本理念 「みんなでつくろう 共生社会の新ステージ ふくしま」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災・福島原子力発電所事故の経験、本市の地域特性を生かし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進する。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における共生社会の精神や取り組みを未来に継承し、共生社会を実現する。 <p>2. 基本目標</p> <p>①地域における支え合いの促進</p> <p>地域の助け合いにより、子どもやその親、高齢者、障がい者などを見守り、支援する体制を構築し、東日本大震災・原発事故や令和元年台風19号などの災害や、新型コロナウイルス感染症の経験を活かした共に支え合う地域づくりを目指す。</p> <p>健都ふくしま創造事業により市民ぐるみで健康づくりを推進し、自助の基本である自らの健康増進を目指す。</p> <p>②誰にでもやさしいまちづくりの推進</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、ハード・ソフト両面のバリアフリーを推進し、その精神や取り組みをレガシーとして未来に継承することで、みんなが安心して暮らすことができるまちづくりを目指す。</p> <p>日頃の助け合いだけでなく、災害が発生した時を想定した活動や、地域の犯罪を防止する活動など、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指す。</p> <p>子どもやその親、高齢者、障がい者などの日常生活を支援し、お互いに個性や人格を尊重し支え合い、また、それぞれの個性を生かして活躍できる地域づくりを目指す。</p> <p>③包括的な相談体制とサービス提供体制の構築</p> <p>自殺に追い込まれようとしている人、認知症や障がいによって判断能力が十分でない人、虐待を受けている人などの相談や早期発見・早期支援に努めるとともに、8050問題やダブルケアなどの複合・複雑化した支援ニーズに対し、必要な支援の提供を包括的に行えるよう、関係機関との連携を強化し、福祉サービスが必要な方へ適切に届く体制づくりを目指す。</p>		
意見提出期間	令和 2年11月26日	～	令和 2年12月25日
備考			

担当：地域福祉課 地域福祉係
課長 丹治、 係長 安保木
電話 024-525-3760 (直通)

パブリック・コメント概要書

こども未来部 こども政策課

計画・条例名	福島市青少年プラン		
目的	青少年の健全育成をめざして、必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、令和2年度で計画期間満了となる現プランを見直し、新たな社会経済状況に呼応した新しい「福島市青少年プラン」を策定するものです。		
計画の期間	令和3年度 ～ 令和7年度（5年間）		
概要	<p>●計画見直しの背景 平成28年3月の現プラン策定後5年が経過し、この間少子化の進行や情報ネットワーク社会の進展など青少年を取巻く社会環境の著しい変化や青少年自身の意識の変容を踏まえ、「福島市青少年プラン」を改定することとしました。</p> <p>●計画策定の基本的考え方 基本理念を「夢や希望を持って成長する青少年を応援します」とし、青少年を社会全体（行政、市民、家庭、学校、地域、事業所）で支えながら、青少年を中心とした人づくり、家庭づくり、地域づくり、情報環境づくりの4つの基本目標を立てて、各種施策をすすめます。</p> <p>●現計画との相違点 特に人づくりの観点から「自ら学び考える力の育成」、「スポーツ・レクリエーション活動の推進」、家庭づくりの観点から「地域を核とした学校・家庭との連携強化」、「補導活動の充実」、地域づくりの観点から「子ども・若者の居場所づくりの推進」、情報通信環境づくりの観点から「学校教育におけるICTの活用促進」、「情報モラル教育の充実」、「インターネット安全利用の啓発」の8施策を重点とするとともに、基本目標ごとの指標（目標数値）を設定しました。</p>		
意見提出期間	令和2年11月26日	～	令和2年12月25日
備考			

担当：こども政策課 青少年育成係
課長 菅野、 係長 大槻
電話 024-535-1137（直通）

パブリック・コメント概要書

教育委員会事務局 教育総務課

計画・条例名	福島市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）		
目的	<p>教育の目指すべき姿と方向性を明らかにし、その実現に向けた教育施策の総合的指針として、平成27年度に「福島市教育振興基本計画（平成28年度～令和2年度）」を策定しました。</p> <p>計画期間が令和2年度までであることから、令和3年度から令和7年度までの5年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにし、本市教育の一層の推進を図るため、「福島市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）」を策定します。</p>		
計画の期間	令和3年度 ～ 令和7年度（5年間）		
概要	<p>1 計画の位置付け</p> <p>(1) 教育基本法第17条第2項に規定される計画</p> <p>(2) 「第6次福島市総合計画」に示す教育分野の個別計画</p> <p>(3) 教育委員会が所管する学校教育及び生涯学習を対象範囲とした計画</p> <p>2 計画策定の背景</p> <p>(1) 今後の社会情勢の主な変化</p> <p>① 少子高齢社会、人生100年時代の到来</p> <p>② 超スマート社会（Society5.0）の到来、ポストコロナ時代の新しい未来</p> <p>③ グローバル化の進展と持続可能な開発目標（SDGs）</p> <p>(2) 本市教育を取りまく主な現状・課題</p> <p>① 児童・生徒数の減少、いじめ・不登校数の増加</p> <p>② 学校施設の老朽化</p> <p>③ 地域のつながりの希薄化、社会教育活動の低迷</p> <p>3 前計画から見直した項目</p> <p>(1) 新規…学校における読書活動の充実、運動習慣の育成、学校における働き方改革、学ぶにあたり配慮が必要な人への支援 など</p> <p>(2) 継続強化…特別支援教育の推進、ICTの活用とプログラミング教育の推進、未来のふくしまを考える教育の推進、いじめ・不登校等への対応、学校・家庭・地域との共創、図書館サービスの充実 など</p> <p>(3) 拡充…むし歯予防、福島型給食推進事業、ICT活用指導力、改築・長寿命化改修、ICT環境整備 など</p>		
意見提出期間	令和 2年11月26日	～	令和 2年12月25日
備考			

担当：教育総務課 庶務係
 課長 清野、 課長補佐兼係長 秋葉
 電話 024-525-3781（直通）